

## 学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	松崎 吉之助
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	環情博甲第318号
学位授与年月日	平成25年12月31日
学位授与の根拠	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第4条第1項及び 横浜国立大学学位規則第5条第1項
学府・専攻名	環境情報学府環境イノベーションマネジメント専攻
学位論文題目	地域包括支援センターの専門職と民生委員の連携・協働に関する研究 ～二者間で構築される「関係の質」を中心に～
論文審査委員	主査 横浜国立大学 教授 安藤孝敏 横浜国立大学 教授 志田基与師 横浜国立大学 教授 周佐喜和 横浜国立大学 准教授 長谷部英一 聖隷クリストファー大学 教授 太田貞司

## 論文及び審査結果の要旨

本学位論文は、福祉専門職間の「連携」「協働」の際に重要視された二者関係に着目して、地域包括支援センターの専門職がインフォーマル資源である民生委員と「連携」「協働」する際に構築すべき「関係の質」とその深化のプロセスを明らかにしたものである。

本研究では、調査Ⅰとして地域包括支援センターの専門職を対象としたインタビュー調査が実施され、その結果をもとに民生委員を対象とした調査Ⅱが実施された。調査Ⅰ、Ⅱともに、首都圏X県Y市をフィールドとして設定し、分析方法としては修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチが用いられた。

調査Ⅰでは「経験豊富な地域包括支援センターの専門職はどのように民生委員との関係を築いているのか、またその関係とはどのような関係であるのか」という問題を設定し、地域包括支援センターの専門職6名に対して民生委員との「連携」「協働」場面を中心にインタビュー調査を行い、構築されていた「関係の質」とその深化のためにどのような関わりが行われていたのか帰納的な分析が行われた。その結果、地域包括支援センターの専門職は民生委員を単なる活用を目的とした社会資源と捉えず、お互いに支えあえる「パートナー」関係を構築することを目指し、様々な試行錯誤を行っている姿が明らかになった。特に民生委員がひとりの生活者でもあることを意識した〈個人理解〉で民生委員がどのような社会背景や価値観を持ち、現在どのような状態にいるのかを理解するためにアンテナを張り巡らしていた。さらに、それぞれの民生委員の『強みを活かす』と同時に民生委員を『援護射撃』でサポートすることで民生委員からの信頼を得て、単なる顔見知りの状態である『隣人期』から『知人期』『パートナー期』へと「関係の質」を深化させている様子が明らかになった。

調査Ⅱの目的は、先の調査Ⅰで示された地域包括支援センターの専門職が構築していた「関係の質」とその深化を促進するための方法を民生委員の視点から補強、検証することであった。特に専門職が理解すべき民生委員の現状として、個々の民生委員が個々に置かれた環境の中でその役割を果たしていくプロセスを明らかにすることに焦点を絞り、民生委員10名に対してインタビュー調査が実施された。

この調査Ⅱでは民生委員というものについて予備知識を持たない一人の住民が、自分自身の生活やその他の活動との折り合いをつけながら、民生委員に対する周囲からの期待に応えようと様々な試行錯誤を繰り返すなかで、自分なりの民生委員としての役割を見いだしていく姿が明らか

かになった。また、自分自身の家族や支援対象者、地域の住民、専門機関から様々な声が届けられ、一個人としての自分と民生委員としての自分のバランスを取ろうとする姿も見いだされた。このような葛藤を経て民生委員としての自分自身の限界などを理解していくが、そこから自分自身ができること、自分だからできることなどを見だし、民生委員として課題を発見し、発信していくという積極的な関与に至る姿も明らかにすることができた。

調査Ⅰと調査Ⅱの結果から、地域包括支援センターの専門職がインフォーマル資源である民生委員と構築すべき「関係の質」とその深化のためには、「パートナー関係の構築」「民生委員に対する理解と専門職としての専門性の発揮」「民生委員の活動上の困難さの理解」「民生委員が自分で見いだした役割の尊重」といった専門職間の場合とは異なる視点・方法が指摘できた。

介護保険法においても民生委員との連携強化が明記されており、今後は地域包括支援センターに所属する専門職の共通基盤として、本研究で明らかになった構築すべき民生委員との「関係の質」とその深化のための視点・方法を地域包括支援センターの専門職がそれぞれの専門性を越えて有することが必要と考えられた。

本学位論文は、地域包括支援センターの専門職がインフォーマル資源である民生委員と「連携」「協働」する際に構築すべき「関係の質」とその深化のプロセスを明らかにすることができた。また、この知見は多くの専門機関、専門職が民生委員と関係を築いていく際にも応用できるものであり、ソーシャルワークにおける実践的な貢献も認められた。審査委員による本学位論文の内容に関する質疑に対して適切に回答できたこと、その他の学力・業績と合わせ、専攻の学位審査の基準に照らして学位の授与に十分であると結論し、審査員は、全員一致して、博士（学術）の学位に値すると判断した。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。